

高架下利用計画について

高架下利用計画については、関係法令及び通達に従い、高速道路会社、関係地方公共団体等の要望や意見を聴取した上で策定することとされ、高架下占用は、土地利用計画、土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、認められることとされている。

今回の高架下利用計画は、一定の拡がりをもつ「高架下利用計画」（マスタープラン的な利用計画）が中日本高速道路株式会社管内2件となっている。

なお、個別箇所の高架下利用計画のうち定型的なものとして会長が判断したものについては、委員の方々への持ち回りによる審議を行っているところであり、次ページの個別箇所の高架下利用計画6件はいずれも定型的なものとして各委員にご説明したところ、特段のご意見なく、持ち回り審議いただいたところである（持ち回り審議日時は記載のとおり）。

審議事項一覧

一定の拡がりをもつ「高架下利用計画」（マスタープラン的な利用計画）

	高架下利用計画（案）	利用計画の範囲
1	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 高架下利用計画（案）	周智郡森町区間
2	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 高架下利用計画（案）	磐田市区間

個別箇所の「高架下利用計画」（定型的なものとして、持ち回りにより審議済）

	高架下利用計画（案）	高架下利用部分	占用用途	占用主体
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線高架下利用計画（尼崎市区間）（案）	水堂高架橋下	自転車等保管場所	尼崎市
2	都道首都高速 6 号線高架下利用計画（中央区区間）（案）	箱崎高架下	自動二輪車駐車場	首都高速道路㈱
3	都道首都高速 6 号線高架下利用計画（中央区区間）（案）	中州高架下	自動二輪車駐車場	首都高速道路㈱
4	都道首都高速 3 号線高架下利用計画（世田谷区区間）（案）	用賀二丁目高架下	自動車駐車場及び自動二輪車駐車場	首都高速道路㈱
5	兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画（西宮市区間）（案）※	鳴尾浜高架下	自動車駐車場	阪神高速道路㈱
6	一般国道 1 号（新湘南バイパス）高架下利用計画（茅ヶ崎市区間）（案）	下町屋高架橋下	公園	茅ヶ崎市

【審議日時】

（常任委員）

3月21日（金） 14：30～	及び	5月19日（月） 14：30～	石田会長
3月28日（金） 10：00～	及び	5月20日（火） 15：00～	井出委員
3月27日（木） 9：45～	及び	5月23日（金） 10：00～	上村委員
4月10日（木） 16：00～	及び	5月23日（金） 15：00～	鳥海委員
3月27日（木） 16：00～	及び	5月30日（金） 16：00～	村木委員

（特別委員）

5月22日（木） 10：00～	中杉委員（世田谷区）
5月22日（木） 10：30～	石井委員（茅ヶ崎市）
5月22日（木） 13：15～	弦間委員（中央区）
5月23日（金） 9：30～	森山委員（尼崎市）

※西宮市区間の一定の拡がりをもつ「高架下利用計画」については、第3回高架下利用等審議会において、審議された区間であり、既に個別箇所の利用用途の決定がなされていることから、常任委員へ持ち回り審議を行ったものである。